

令和元年度（2019年度）

公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）の認定及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について

令和元年6月

文部科学省研究振興局学術機関課

はじめに

本公募要領は、令和元年度（2019年度）の公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）（以下、「国際拠点」という。）の認定及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について、その公募内容や申請に必要な手続きを記載したものであり、

- I 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の趣旨等
- II 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）の認定について
- III 「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について
- IV 書類の提出方法
- V 問い合わせ先

により構成されています。

また、本公募要領は、

- ・国際拠点の認定
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～
の2点について公募を実施するものですので、公募の内容を十分に確認してください。

目 次

I 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等

- 1 制度及び事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 申請に当たっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）の認定について

- 1 公募対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 国際拠点の認定に係るスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 申請に係る様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について

- 1 公募するメニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 申請から交付までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 申請に係る様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 関連する留意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

IV 書類の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

V 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

（参考1）国際共同利用・共同研究拠点制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

（参考2）審査等

- ・令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点の認定に係る審議基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- ・審議に当たっての主な観点（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～審査要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

（参考3）関係法令

- ・学校教育法施行規則（関連部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- ・共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

I 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等

1 制度及び事業の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要です。

このため、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による拠点の認定制度を設けました。

一方、我が国の科学技術・学術分野においては、近年、論文数の伸びが停滞し、国際的なシェア・順位は大幅に低下しています。また、主要国においては、論文数のうちの国際共著率を増加させ全体の論文数を増加させていますが、我が国においては、国際共著率の伸びも停滞しています。

そのため、国際的に質の高い研究資源を有するとともに、優れた国際協力体制を構築する研究施設を国際拠点として認定し、また、国際拠点の共同研究を牽引する機能を強化するための支援を行うことで、当該研究施設が、国内外の学術研究機関の「ハブ」として国際共同研究を牽引する機能の強化を図り、もって我が国の研究力の強化を目指します。

2 申請に当たっての留意点

(1) 国際拠点の認定の申請と「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」との間には以下の制限が課されていますので留意してください。

- ・新たに認定の申請をする施設は「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」のメニューのうち、「国際共同研究推進支援」に申請可能。
- ・国際拠点の認定のみ申請し、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」に申請しないことは可能。しかし、国際拠点の認定を受けず「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」のみに申請することはできない。また、認定が認められても、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」に不採択となることがある。

(2) 「共同利用・共同研究拠点」と「国際共同利用・共同研究拠点」との間には以下の制限が課されていますので留意してください。

- ・現在「共同利用・共同研究拠点」に認定されている施設は国際拠点の認定に申請可能。ただし、国際拠点の認定を受けるときは、「共同利用・共同研究拠点」の認定を取り消す。

Ⅱ 公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点（特色ある国際共同利用・共同研究拠点）の認定について

1 公募対象

- ・単独の拠点を旨す、公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校）の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）
 - ・ネットワーク型（注1）又は連携ネットワーク型（注2）の拠点を旨す、公立大学、私立大学の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）
- ※私立大学には、学校設置会社が設置する大学及び放送大学を含む（本資料において以下同様。）。
- ※研究施設の一部については、1研究室等ではなく、大学の学則等の学内規程に位置付けられた研究組織であることが必要。

（注1）ネットワーク型の拠点とは、研究分野の特性に応じ、複数の大学の研究所や研究施設がネットワークを構成する拠点。

（注2）連携ネットワーク型の拠点とは、認定の対象となる研究施設が、認定制度の対象となっていない研究施設（大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関の研究所や研究施設）とネットワークを構成する拠点。

【留意事項】

- ・認定を受けた研究施設を置く大学の学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に文部科学大臣に提出することとなっています。
- ・学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出することになっています。
- ・あわせて、国際拠点としての活動状況についての報告を求めるとことや評価を実施することがあります。
- ・上記のほか、国際拠点の趣旨・認定の基準等については、参考1～参考3を確認してください。
- ・拠点としての有効期間は、認定日から令和7年（2025年）3月末（6年間）とします。
- ・令和元年度予算に「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」を計上しており、今回認定を受けた拠点は同事業による財政支援を申請することができます。
- ・連携ネットワーク型拠点として申請を予定される場合は、P4「共同利用・共同研究拠点 申請書類」の他に、連携施設に関する書類の提出が必要となりますので、早期にご相談頂くようお願いいたします。

2 国際拠点の認定に係るスケジュール

以下のとおり、「事前相談期間」及び「申請書類受付期間」を設けています。申請を検討している大学は必ず P53 の「問い合わせ先」まで相談いただくようお願いします。

(1) 事前相談期間

令和元年（2019年）6月3日（月）～7月5日（金）

(2) 申請書類受付期間

令和元年（2019年）7月8日（月）～7月12日（金）【必着】

(3) 審査期間

令和元年（2019年）8月～9月 有識者による審議

令和元年（2019年）10月 文部科学大臣の認定

3 申請に係る様式等

様式等については、P4～P34を参照してください。また、書類の提出方法は、P51を参照してください。

令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点 申請書

大 学 名				
申 請 者	学 長 名			
	本部所在地	〒		
拠 点 の 名 称	(例：○○○○○拠点)			
申 請 施 設 の 名 称	(例：○○○研究所) ※連携する研究施設がある場合は記載するとともに、別添「連携する研究施設概要」を作成。			
研 究 分 野	※国際共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
申 請 施 設 の 代 表 者	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
	氏 名			
	所 属 部 署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
1. 国際共同利用・共同研究拠点の全体概要				
<p>(1) 国際共同利用・共同研究拠点の目的・概要</p> <p>※国際拠点の目的、国際拠点を目指す理由</p> <p>※国際拠点の全体計画の概要</p> <p>※国際拠点の目指す役割</p> <p>※国際拠点形成の必要性</p> <p>※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点（以下「ネットワーク型拠点等」という。）の場合は、上記に加え、ネットワーク型拠点等とする必要性についても記入</p> <p>※上記の各項目において、建学の精神、地域の個性やニーズ、学問領域の新規性等の特色を踏まえた内容を含めて記入</p> <p>※国際拠点に対する大学としての基本的考え方【別紙1】</p>				

(2) 期待される効果、意義

※国際拠点として実現を目指す目標

※国内の関連研究者への波及のための取組、関連研究者コミュニティへの寄与

※関連研究分野の発展や新規研究分野の創出への寄与（全国的な学術研究の発展への寄与）

※若手研究者の育成への寄与（当該分野における若手研究者育成の必要性）

※ネットワーク型拠点等の場合は、上記に加え、ネットワーク型拠点等として期待される相乗効果についても記入

(3) 申請施設が国際的な研究活動の中核であるとする根拠

※当該分野の世界的研究拠点と比較した申請施設の学術的レベル

※国際的な水準に照らし質の高い研究資源の保有状況

※国際的に優れた研究実績、著名な研究者の在籍状況 等

(4) 国際共同利用・共同研究拠点の体制

※運営委員会等を中心とした体制を記入（全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入）

※ネットワーク型拠点等の場合は、上記に加え、国際拠点の構成図と役割分担についても記入

2. 申請施設の概要

※申請施設の組織、人員、予算等

※申請施設における主な競争的資金等の採択状況【別紙2】

※申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）【別紙3】

※将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成のための取組状況

・若手研究者の自立支援や登用を進めるための環境整備の状況

・国内外の大学院生の教育に対する関与 等

※学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付

組織（組織図等）

人員（平成31年4月1日現在）

	教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	研究員等	合計
専任										
うち外国人										
兼任、非常勤等										
うち外国人										

※今後、国際拠点化に当たり、学内措置等により、人員の拡充等を予定している場合は、表を追加して予定の人員の内訳を記入してください。

人員（令和〇年〇月〇日現在（予定））

	教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	研究員等	合計
専任										
うち外国人										
兼任、非常勤等										
うち外国人										

予算（申請施設の運営経費等） ○, ○○○百万円（平成30年度決算額）

※上の経費には、競争的資金等の外部資金は含めないでください。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を余白に記入してください。

3. 共同利用・共同研究の状況

(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況【別紙4】

(2) 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績・成果【別紙5】

4. 研究者コミュニティ等の状況【別紙6】

※別紙6を記入するとともに、要望書を別途添付

5. 国際共同利用・共同研究拠点の体制

(1) 運営委員会の状況

※運営委員会の国際拠点における位置付け・役割

※設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付

(2) 国際的な動向を把握し、運営に反映するための体制整備の状況

(3) 共同利用・共同研究の課題の公募方法
 ※国際拠点としての研究課題等の公募・採択方法
 ※採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付

(4) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援体制
 ※国際拠点の事務体制（組織図等を記入）
 ※研究室等の提供状況 等
 ※外国人研究者のための英語による職務遂行が可能な職員の配置状況 等

(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信
 ※共同利用・共同研究に関する情報提供の内容・方法
 ※共同利用・共同研究による研究成果の情報発信の仕組み
 ※共同利用・共同研究に関するシンポジウムの実施状況（過去3年度に実施したシンポジウムについて、名称、国内シンポジウム、国際シンポジウムの別、対象（研究者、一般等）参加人数を記載）

(6) 全学的な支援の状況
 ※拠点における専任研究者・教育研究支援者等の措置状況
 ※若手研究者の育成の取組に対する支援状況（予算・人員の配分等）
 ※学内予算の配分状況 等

事務担当責任者				
事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
E - m a i l				

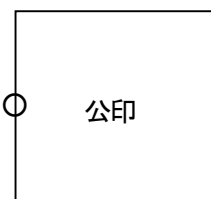
国際拠点に対する大学としての基本的考え方

大学名

学長名



公印



※全学的な支援の在り方を含め、大学として国際拠点をどのように発展させるべきか等の基本的な考え方（例えば、大学改革や大学の機能強化を推進する上で重要な研究拠点と位置づけている等）について記入してください（自由記述）。

申請施設における主な競争的資金等の採択状況

(1) 国の競争的資金等

制度名	課題名	研究代表者	申請・採択状況	期間・予算規模
(例) 〇〇事業 (文部科学省)		〇〇 〇〇	採択	H27～R1 〇〇百万円(総額)
△△事業(〇〇研究(〇)) (日本学術振興会)		△△ △△	採択	H27～R1 △△百万円(総額)
□□事業 (〇〇省)		□□ □□	採択	H27～R1 □□百万円(総額)
◇◇事業 (〇〇省)		◇◇ ◇◇	申請中	R1～R3 ◇◇百万円(総額)

(2) 地方公共団体や民間助成団体等の外部資金

制度名	課題名	研究代表者	申請・採択状況	期間・予算規模
(例) 〇〇事業(〇〇県)		〇〇 〇〇	採択	H27～R1 〇〇百万円(総額)
△△事業(〇〇財団)		△△ △△	採択	H27～R1 △△百万円(総額)
□□事業(〇〇株式会社〇〇研究所)		□□ □□	採択	H27～R1 □□百万円(総額)

◇◇事業（〇〇株式会社〇〇研究所）		◇◇ ◇◇	申請中	R1～R3 ◇◇百万円（総額）

（3）海外からの資金獲得状況

制度名	課題名	研究代表者	申請・採択状況	期間・予算規模
(例) 〇〇事業（〇〇）		〇〇 〇〇	採択	H27～R1 〇〇百万円（総額）
△△事業（〇〇）		△△ △△	採択	H27～R1 △△百万円（総額）
□□事業（〇〇）		□□ □□	採択	H27～R1 □□百万円（総額）
◇◇事業（〇〇）		◇◇ ◇◇	申請中	R1～R3 ◇◇百万円（総額）

（記入要領）

1. 申請施設において令和元年度現在受け入れている又は申請を行っている主な競争的資金等を記入すること
2. 「制度名」欄には、競争的資金制度（事業）等の名称、配分元の機関名を記入すること
3. 「研究代表者」欄には、各制度（事業）における研究代表者名を記入すること
4. 「申請・採択状況」欄には、各制度（事業）の申請・採択状況について記入すること
5. 「期間・予算規模」欄には、各制度（事業）の期間・予算規模（単位：百万円。研究期間中の総額）を記入すること
6. 最初に採択されているものを記入し、その次に申請中のものを記入すること

申請施設におけるこれまでの主な研究実績(成果等)

1. 研究成果等の状況

(1) 主な研究実績(成果)

○過去3年間(平成28年度～30年度)における国際的な水準に照らして質が高いと認められる主な研究成果(3件まで)

No.	年度	研究成果の概要	学術的意義又は社会・経済・文化的意義	関係研究者名
1				
2				
3				

(2) 受賞状況

○過去3年間(平成28年度～平成30年度)における国際的な賞の受賞状況(5件まで)

受賞者氏名	賞名	受賞年月	受賞対象となった研究課題名等

(3) 申請施設に所属する者が発表した論文の総数
(共同利用・共同研究による成果であるか否かを問わない)

区分	平成28年度					平成29年度				
	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合
化学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
材料科学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
物理学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
計算機&数学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
工学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
環境&地球科学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
臨床医学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
基礎生命科学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
人文・社会科学			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!
合計	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
うち国際学術誌			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!

区分	平成30年度					平均	
	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合	論文数	TOP10%補正論文の割合
化学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
材料科学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
物理学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
計算機&数学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
工学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
環境&地球科学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
臨床医学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
基礎生命科学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
人文・社会科学			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0.0	0.0
うち国際学術誌			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

○分野の特性に応じ、論文以外に適切な評価指標がある場合には当該指標と、当該分野におけるその評価指標の妥当性・重要性を記載するとともにその成果の実績を記入してください。

--

2. 国際的な活動状況

(1) 国際的な研究プロジェクトへの参加状況

総数		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
年度	参加期間	相手国名	研究機関名	研究プロジェクト等の概要・成果	関係研究者名
平成 28年度					
平成 29年度					
平成 30年度					

(2) 国際的な研究プロジェクトの長を務めた研究者の在籍状況

代表研究者名	研究プロジェクト等の概要・成果	実施期間	参加者(国) の規模

(3) 有力な国際会議等での講演・発表・報告等の実施状況

総数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均	[単位:人]
開催期間	形態(区分)	国際会議等の名称	概要		参加者(国)の規模

(4) 研究者の海外派遣状況・海外研究者の招へい状況

[単位:人]

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	派遣状況	招へい状況	派遣状況	招へい状況	派遣状況	招へい状況	派遣状況	招へい状況
合計	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
事業区分	文部科学省事業							
	日本学術振興会事業							
	当該法人による事業							
	その他の事業							
相手国	①アジア							
	②北米							
	③中南米							
	④ヨーロッパ							
	⑤オセアニア							
	⑥中東							
	⑦アフリカ							

(5) 学術国際交流協定の状況

総数		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均	[単位:人]		
年度	締結年月	終了予定年月	相手国	機関名	協定名	分野	受入人数	派遣人数
平成28年度								
	合計							0
平成29年度								
	合計							0
平成30年度	(例) (平成) 30年 10月	(平成) 30年 12月	〇〇国	□□大学△△ 研究所	〇〇分野における学術国際交 流協定	〇〇分野	6	3
	合計							6
平均							2	1

(6) 国際研究協力活動の状況

[単位:人]

年度	事業名	概要	受入人数	派遣人数
平成28年度				
	合計			0
平成29年度				
	合計			0
平成30年度				
	合計			0

3. 人材育成等に関する取組状況

(1) 大学院生等の受入状況

〔単位：人〕

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
		うち外国人		うち外国人		うち外国人		うち外国人
博士後期課程								
修士・博士前期課程								
学部生								
合計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	(0.0)

(2) 当該研究所等・施設を利用して学位を取得した大学院生数

〔単位：人〕

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	学内	学外	学内	学外	学内	学外	学内	学外
博士号取得者数								

(3) 留学生の受入状況

〔単位：人〕

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
①アジア				
②北米				
③中南米				
④ヨーロッパ				
⑤オセアニア				
⑥中東				
⑦アフリカ				
合計	0	0	0	0.0

(4) 女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組状況

(5) 研究不正、不適切な会計処理等に係る倫理教育の実施状況

【別紙4】

共同利用・共同研究に供する施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況

(平成〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

施設、設備及び資料等名	性能	概要	総利用者数	うち共同利用・共同研究者数
(例) 〇〇施設	○		(例) 人(学内) 人(学外(うち、海外の研究機関に在籍する研究者〇人))	人(学内) 人(学外(うち、海外の研究機関に在籍する研究者〇人))
〇〇設備	△		人(学内) 人(学外(うち、海外の研究機関に在籍する研究者〇人))	人(学内) 人(学外(うち、海外の研究機関に在籍する研究者〇人))
〇〇文献データベース			アクセス	—

※過去3年度(平成28~30年度)分の実績(整備・利用状況)を別葉で記入すること

※世界/国内最高性能(規模)を持つ施設・設備(資料等)の場合は、「性能」欄に○(世界最高)/△(国内最高)を記入し、「概要」欄にどういった点が世界/国内最高性能(規模)であるのかを記入すること

※「総利用者数」には実人数を記載。ただし、少人数が長期間に渡って施設、設備等を使用する場合等、実人数から実際の使用状況が把握しづらい場合には、実人数の他に、延べ人数を記載して構わない。なお、延べ人数を記載する場合には、どちらが実人数でどちらが延べ人数かわかるようにするとともに、算出方法は原則「人数×使用日数」とし、これによらない場合には算出方法を記載すること。

申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績・成果

1. 共同利用・共同研究による特筆すべき国際的な研究成果

1	成果の概要(150字程度)		
	当該成果をまとめた代表的な論文あるいは研究書等		
	発表年月	論文名(学術誌含む)又は研究書名(出版社含む)	研究代表者又は著作者名
2	成果の概要(150字程度)		
	当該成果をまとめた代表的な論文あるいは研究書等		
	発表年月	論文名(学術誌含む)又は研究書名(出版社含む)	研究代表者又は著作者名
3	成果の概要(150字程度)		
	当該成果をまとめた代表的な論文あるいは研究書等		
	発表年月	論文名(学術誌含む)又は研究書名(出版社含む)	研究代表者又は著作者名
4	成果の概要(150字程度)		
	当該成果をまとめた代表的な論文あるいは研究書等		
	発表年月	論文名(学術誌含む)又は研究書名(出版社含む)	研究代表者又は著作者名
5	成果の概要(150字程度)		
	当該成果をまとめた代表的な論文あるいは研究書等		
	発表年月	論文名(学術誌含む)又は研究書名(出版社含む)	研究代表者又は著作者名

※共同利用・共同研究による特筆すべき国際的な研究成果について5件まで厳選して記入。

※「成果の概要」には、共同利用・共同研究による国際的に優れた研究成果や、学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果、また、論文の引用状況や高いインパクトファクターを持つ雑誌等への掲載状況等の定量的な指標等を具体的に記入。

2. 共同利用・共同研究が発展したプロジェクト等

プロジェクト名	主な財源	プロジェクト期間	プロジェクトの概要

※プロジェクト等が発展した共同利用・共同研究がある場合、そのプロジェクトの名称と財源(国の補助事業等)、期間、概要を記入。

3. 共同利用・共同研究課題の実施状況

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均	
実施状況	新規分	公募型応募件数(A)	件	件	件	#DIV/0! 件
		公募型実施件数(B)	件	件	件	#DIV/0! 件
		採択率(%) (B/A)	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %
		公募型以外実施件数(C)	件	件	件	#DIV/0! 件
		合計(B+C)	0 件	0 件	0 件	0.0 件
		うち国際共同研究	件	件	件	#DIV/0! 件
	継続分	公募型実施件数(D)	件	件	件	#DIV/0! 件
		公募型以外実施件数(E)	件	件	件	#DIV/0! 件
		合計(D+E)	0 件	0 件	0 件	0.0 件
		うち国際共同研究	件	件	件	#DIV/0! 件
	合計	公募型実施件数(B+D)	0 件	0 件	0 件	0.0 件
		公募型以外実施件数(C+E)	0 件	0 件	0 件	0.0 件
		合計	0 件	0 件	0 件	0.0 件
		うち国際共同研究	0 件	0 件	0 件	0.0 件

○国際共同研究の実施内容

No.	参加期間	相手国名	研究機関名	国際共同研究の概要	関係研究者名
1					
2					
3					
4					
5					

4. 共同利用・共同研究への参加状況

区分	平成28年度									
	機関数	受入人数			延べ人数			外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生
		外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生	外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生			
学内(法人内)										
学外										
うち、海外の研究機関										
計	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※下段には女性研究者数(内数)

区分	平成29年度									
	機関数	受入人数			延べ人数			外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生
		外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生	外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生			
学内(法人内)										
学外										
うち、海外の研究機関										
計	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※下段には女性研究者数(内数)

区分	平成30年度									
	機関数	受入人数			延べ人数			外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生
		外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生	外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生			
学内(法人内)										
学外										
うち、海外の研究機関										
計	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※下段には女性研究者数(内数)

※「受入人数」及び「延べ人数」の算出方法は、以下の例に基づき算出してください。

(例)①一つの共同利用・共同研究課題で2人を共同研究員として3日間受け入れた(参加した)

場合:受入人数2人、延べ人数6人

②同一人物が2つの共同利用・共同研究課題(課題A、課題B)に参加し、課題Aに3日間、課題Bに4日間参加(来所)した場合:受入人数2人、延べ人数7人

区分	平均								
	機関数	受入人数				延べ人数			
		外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生	外国人	若手研究者 (35歳以下)	大学院生		
学内(法人内)	#DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!
学外	#DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!
うち、海外の研究機関	#DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!	#DIV/0! #DIV/0!
計	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0

※下段には女性研究者数(内数)

5. 共同利用・共同研究による成果として発表された論文数

○共同利用・共同研究による成果として発表された論文の総数

区分	平成28年度					平成29年度				
	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合
化学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
材料科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
物理学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
計算機&数学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
工学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
環境&地球科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
臨床医学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
基礎生命科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
人文・社会科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	()		#DIV/0!		#DIV/0!
合計	0 (0)	#REF!	#REF!	0	#DIV/0!	0 (0)	#REF!	#REF!	0	#DIV/0!
うち国際学術誌			#DIV/0!		#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!

区分	平成30年度					平均	
	論文数	国際共著論文数	国際共著論文の割合	TOP10%補正論文数	TOP10%補正論文の割合	論文数	TOP10%補正論文数
化学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
材料科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
物理学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
計算機&数学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
工学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
環境&地球科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
臨床医学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
基礎生命科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
人文・社会科学	()		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	0 (0)	#REF!	#REF!	0	#DIV/0!	0.0	0.0
うち国際学術誌			#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※「国際共著論文」は、国内の研究機関(申請施設を含む)に所属する研究者と国外の研究機関に所属する研究者による論文数

※申請施設に所属する者を含まない論文については、申請施設における共同利用・共同研究の成果である旨のAcknowledgement(謝辞)がある論文を記入

※「論文数」の右側の()内には、申請施設に所属する者(大学院生を含む)が、特に重要な役割・高い貢献(ファーストオーサー、コレスポンディングオーサー、ラストオーサー等)を果たしている論文(内数)を記入し、ファーストオーサー、コレスポンディングオーサー、ラストオーサー以外で、論文における重要な役割を果たしているものとして、内数に計上しているものがある場合は、その役割を以下に記入。

--

6. 分野の特性に応じた、論文以外の指標(人文・社会科学分野は「7」に記載)

分野の特性に応じた適切な評価指標がある場合は、当該指標と当該分野におけるその評価指標の妥当性・重要性を記載するとともにその成果の実績を記入してください。

--

7. 人文・社会科学分野の特性に応じた、論文以外の指標

- (1) 英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績(出版社名を含む)

--

※申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し(複数でも可)、平成28年度～平成30年度の実績を記入。

- (2) 研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関や外国政府・中央銀行等の政策や調査報告書及び海外の研究機関の調査報告書等で利用・引用された実績

--

※申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し(複数でも可)、平成28年度～平成30年度の実績を記入。

- (3) 有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績

--

※申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し(複数でも可)、平成28年度～平成30年度の実績を記入。

- (4) (1)～(3)以外に分野の特性に応じた適切な評価指標がある場合は、当該指標と当該分野におけるその評価指標の妥当性・重要性を記載するとともにその成果の実績を記入してください。

--

特色ある国際共同利用・共同研究拠点 申請書記入要領

I 共通留意事項

- ・申請書はすべて日本工業規格A4版で作成してください。
- ・文字の大きさは9pt～12pt程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・申請書類の提出に当たっては、公募要領P51を確認してください。
- ・国際拠点の申請に当たっては、学長からの申請としてください。
- ・ネットワーク型拠点の申請に当たっては、研究施設毎に申請書を作成し、中核機関によるとりまとめの上、提出してください。（中核機関を先頭にして提出してください。）
- ・連携ネットワーク型拠点の申請にあたっては、上記に加え、連携施設について別途指示する書類を提出して下さい。

II 申請書

- ・申請書は別紙1～6を除いて、10ページを目安に作成してください。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄は、○○○○拠点というように記入してください。
- ・「申請施設の名称」欄は、拠点となる組織の名称を記入してください。（例：○○○研究所）
なお、複数の施設がネットワーク型又は連携ネットワーク型の国際拠点（以下「ネットワーク型拠点等」という。）を構成する場合は、以下の例のように記入してください。

（例）

○○○研究所

（ネットワーク型国際共同利用・共同研究拠点を構成する他施設）

（連携ネットワーク型国際共同利用・共同研究拠点を構成する他施設）

□□大学□□□研究所（中核拠点）

△△大学△△△研究センター

◎◎大学◎◎◎センター

- ・「研究分野」欄は、国際拠点の研究分野を記入してください。なお、科学研究費助成事業の審査区分表の小区分を参考に記入してください。
(https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/02_koubo/shinsakubun.html)

1. 国際共同利用・共同研究拠点の全体概要

- ・「(1) 国際共同利用・共同研究拠点の目的・概要」欄は、国際拠点の目的、国際拠点を目指す理由、全体計画の概要、国際拠点の目指す役割、国際拠点形成の必要性について記入してください。
ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等とする必要性についても記入してください。
また、上記の各項目において、建学の精神、地域の個性やニーズ、学問領域の新規性等の特色を踏まえた内容を含めて記入してください。

- ・「国際拠点に対する大学としての基本的考え方」を【別紙1】に記入してください。
- ・「(2) 期待される効果、意義」欄は、国際拠点として実現を目指す目標、国内の関連研究者への波及のための取組、関連研究者コミュニティや全国的な学術研究の発展、若手研究者の育成にどのように寄与するかなどについて記入してください。
ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等として期待される相乗効果についても記入してください。
- ・「(3) 申請施設が国際的な研究活動の中核であるとする根拠」欄は、当該分野の世界的研究拠点と比較した申請施設の学術的レベル、国際的な水準に照らし質の高い研究資源の保有状況、国際的に優れた研究実績、著名な研究者の在籍状況等、申請施設が国際的な研究活動の中核であることの根拠等について記入してください。
- ・「(4) 国際共同利用・共同研究拠点の体制」欄は、当該拠点の運営委員会等を中心とした体制を記入してください。その際、全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入してください。ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等の構成図と役割分担を記入してください。

2. 申請施設の概要

- ・申請施設の組織、人員、予算等を記入してください。ネットワーク型拠点等については、当該申請施設の概要を記入してください。
- ・人員を記入する表（以下、人員記入表）は、平成31年4月1日現在の現員数を記入してください。今後、拠点化に当たり、学内措置等により、申請施設における人員の拡充等を予定している場合は、人員記入表を追加して、予定の人員の内訳を記入してください。
- ・予算は、申請施設の運営に係る人件費、運営費、研究費等を記入してください（前年度決算額）。その際、競争的資金等の外部資金は含めないでください。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を記入してください。
- ・「申請施設における主な競争的資金等の採択状況」を【別紙2】に記入してください。その際、申請施設において令和元年度に現在受け入れている又は申請を行っている、申請施設の研究活動を代表する主な競争的資金等を4ページで収まる分量を目安に記入してください。
- ・「申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）」を、【別紙3】に、以下の要領で記入してください。

1. 研究成果等の状況

(1) 主な研究実績（成果）

- 過去3年間における当該研究施設等の研究者による国際的な水準に照らして質が高いと認められる主な研究成果について、3件まで厳選して記入してください。

(2) 受賞状況

- 過去3年間における当該研究施設等における研究者の国際的な賞の受賞状況について、代表的なものを5件まで厳選して記入してください。

(3) 申請施設に所属する者が発表した論文の総数

- 申請施設に所属する研究者により発表された学術論文（共同利用・共同研究による成果であるか否かを問わない）について、総論文数、国際共著論文数及びTOP10%補正論文数について、年度別、区分毎に記入してください。

※TOP10%補正論文数について

研究の実績やその水準は、論文数、国際共著論文の数・割合等、複数の実績から総合的に判断しますが、可能な限り算出するよう努めてください。なお、例えば、「Web of Science」や、「Scopus」を用いて以下のおり算出する方法がありますので参考にしてください。また、今回の公募においては必ずしも「補正」をする必要はありません。

- ① 出版年・該当する分野（※1）を設定して検索し、当該分野に係る論文を抽出
- ② 抽出した論文を引用数の順番で並べ、上位10%（※2）以内の論文を抽出
- ③ ②で抽出した論文の中に該当する研究者が記載した論文の本数を算出（※3）

※1 検索する分野の設定に当たっては、「科学研究のベンチマーキング 2017」（<http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-RM262-FullJ.pdf>）P9「図表6」の分野分類のまとめを参考にしてください。

※2 被引用数上位10%で正確に閾値を設定できない場合には、閾値は低いほうを設定してください。

※3 ③の抽出の結果、対象となると思われる論文が掲載されていなかった場合、10%以下である可能性と、収録されている論文が他の分野に分類されている可能性があります。論文の分野を確認するには、例えば、「Web of Science」では、「<http://ipsciencehelp.thomsonreuters.com/incitesLiveESI/ESIGroup/overviewESI/esijournalsList.html>」から、「Scopus」では「<http://jp.elsevier.com/online-tools/scopus/content-overview>」からジャーナルリストをダウンロードし、分野を確認することができます。

※4 上記以外の方法で「TOP10%補正論文」の数値を記載した場合には、算出方法を欄外に記載してください。

2. 国際的な活動状況

(1) 国際的な研究プロジェクトへの参加状況

○諸外国の研究機関等において実施されている国際的な研究プロジェクトへの参加状況について、相手国名・研究機関名、研究プロジェクト等の概要及び関係研究者名を記入してください。

○プロジェクト等の概要には、プロジェクト名、プロジェクト概要に加え、規模や参加国等についても記入してください。

(2) 国際的な研究プロジェクトの長を務めた研究者の在籍状況

○諸外国の研究機関等において実施されている国際的な研究プロジェクトの長を務めた研究者の在籍状況について記入してください。

(3) 有力な国際会議等での講演・発表・報告等の実施状況

○申請施設の所属する研究者の有力な国際会議等での講演、発表、報告等の実施状況について記入してください。

※ 事例について、数が膨大になる場合は、主なもの5件に厳選して記入してください。

※ 「形態（区分）」については、講演、発表、報告等の別を記入してください。

(4) 研究者の海外派遣状況・海外研究者の招へい状況

○研究者の海外派遣状況・海外研究者の招へい状況について、文部科学省事業、日本学術振興会事業、当該法人による事業、その他（政府機関の事業、国際交流基金、JICA、外国政府の事業等）に区分して派遣者数を延べ人数で記入してください。

○派遣先、招へい元国について、①アジア、②北米、③中南米、④ヨーロッパ（NIS 諸国含）、⑤オセアニア、⑥中東、⑦アフリカの7つの地域に区分して人数を記入してください。

(5) 学術国際交流協定の状況

○当該研究施設等が、諸外国の研究機関との間で締結している学術国際交流協定について、締結されている協定全てを記入してください。なお、協定期間終了後自動更新されるものについては、終了予定年月欄に「〇年ごとに自動更新」と記入してください。

○学術国際交流協定に基づき研究員の受入及び派遣を行った場合は、協定ごとに受入・

派遣人数を記入してください。

※ 外国語で締結された協定書については、和訳を併記してください。

※ 大学間で締結された協定は含みません。

※ 分野欄は、具体的に記入してください。(可能な範囲で、科学研究費助成事業の審査区分表における小区分を参考に記入してください。)

(6) 国際研究協力活動の状況

○国際研究協力活動の状況について、事業名称等とその概要、受入・派遣人数を記入してください。

3. 人材育成等に関する取組状況

(1) 大学院生等の受入状況

○研究指導を行うために当該研究施設等に受け入れている大学院生等について、それぞれの区分に従い、実績を記入してください。

○学生ではない研究生を含める場合は、欄外に「研究生〇名を含む」旨を記入してください。

(2) 当該研究所等・施設を利用して学位を取得した大学院生数

○当該研究施設等の研究で博士号を取った大学院生数の数について、学内と学外に分けて、記入してください。

(3) 留学生の受入状況

○留学生受入総数を記入してください。

○留学生の出身国について、①アジア、②北米、③中南米、④ヨーロッパ (NIS 諸国含)、⑤オセアニア、⑥中東、⑦アフリカの7つの地域に区分して人数を記入してください。

(4) 女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組状況

○女性研究者や外国人研究者などの人材の多様性を確保するために行っている特徴的な取組(待遇面における柔軟な人事制度の整備、職員の配置の工夫、施設・設備の整備等)について記入してください。

(5) 研究不正、不適切な会計処理等に係る倫理教育の実施状況

○研究費不正等の防止のためのコンプライアンス教育等の実施状況について記入してください。

・将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成のための取組について、若手研究者の自立支援や登用を進めるための環境整備の状況や国内外の大学院生の教育に対する関与の状況等について記入してください。

・学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付してください。

3. 共同利用・共同研究の状況

・「(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況」を、【別紙4】に、過去3年度(平成28~30年度)分の実績を別葉で記入してください。申請施設が保有する施設、設備、学術資料・データベース等、概要及び利用数、アクセス数等を記入してください。また、世界/国内最高性能(規模)を持つ施設・設備(資料等)の場合は、「性能」欄に○(世界最高)/△(国内最高)を記入し、「概要」欄にどの点が世界/国内最高性能(規模)であるのかを記入してください。

なお、申請時点において、令和元年度内に、利用数等の大幅な増加がある場合は、令和元年度分を別葉で作成(追加)し提出いただいてもかまいません。

・「(2) 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績・成果」を、【別紙5】に、以下のとおり記入して下さい。

1. 共同利用・共同研究による特筆すべき国際的な研究成果

- 平成 28 年度～平成 30 年度における共同利用・共同研究による特筆すべき国際的に優れた研究成果について、5 件まで厳選して記入してください。
- 「成果の概要」には、共同利用・共同研究による国際的な研究成果や、学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果、また、論文の引用状況や高いインパクトファクターを持つ雑誌等への掲載状況等の定量的な指標等を具体的に記入してください。

2. 共同利用・共同研究が発展したプロジェクト等

- 平成 28 年度～平成 30 年度において、プロジェクト研究に発展した共同利用・共同研究がある場合、そのプロジェクト研究の名称と財源（国の補助事業等）、期間、概要を記入してください。

3. 共同利用・共同研究課題の実施状況

- 共同利用・共同研究課題の実施状況について、新規分と継続分について、公募型及び公募型以外に分けて、実績を記入してください。
- また、国際共同研究について、「国際共同研究の実施内容」欄に、平成 28 年度～平成 30 年度における主なものの 5 件に厳選して記入してください。

4. 共同利用・共同研究への参加状況

- 共同利用・共同研究の受入機関数、受入人数、延べ人数について、区分に応じて記入してください。
- ※ 外国人、若手研究者（35 歳以下）、大学院生の人数はそれぞれ受入人数、延べ人数に対する内数を記入してください。
- ※ 「受入人数」及び「延べ人数」の算出方法は、以下の例に基づき算出してください。
(例) ①一つの共同利用・共同研究課題で 2 人を共同研究員として 3 日間受け入れた（参加した）場合：受入人数 2 人、延べ人数 6 人
②同一人物が 2 つの共同利用・共同研究課題（課題 A、課題 B）に参加し、課題 A に 3 日間、課題 B に 4 日間参加（来所）した場合：受入人数 2 人、延べ人数 7 人

5. 共同利用・共同研究による成果として発表された論文数

- 共同利用・共同研究による成果として発表された学術論文について、年別、区分毎に記入してください。
- ※ 「TOP10%補正論文」については、「1. 研究成果等の状況 (3) 申請施設に所属する者が発表した論文の総数」を参照してください。
- ※ 学内の紀要等に発表されたものは対象外とします。
- ※ 区分については、科学技術政策研究所が実施している「科学研究のベンチマーキング 2017 (<http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-RM262-FullJ.pdf>)」本編 9 ページ (6) 分野分類の図表 6 にある研究ポートフォリオ 8 分野（化学、材料科学、物理学、計算機・数学、工学、環境・地球科学、臨床医学、基礎生命科学）に人文・社会科学を追加した 9 区分で集計してください。なお、融合分野など完全にあてはまる分野がない場合でも一番近いと思われる分野に集計してください。
- ※ 括弧内に申請施設に所属する者（大学院生を含む）が、特に重要な役割・高い貢献（ファーストオーサー、コレスポンディングオーサー、ラストオーサー等）を果たしている論文数（内数）を記入し、ファーストオーサー、コレスポンディングオーサー、ラストオーサー以外で、論文における重要な役割を果たしているものとして、内数に計上しているものがある場合は、その役割も記入してください。

6. 分野の特性に応じた、論文以外の指標

○分野の特性に応じた適切な評価指標がある場合は、当該指標と当該分野におけるその評価指標の妥当性・重要性を記載するとともにその成果の実績を記入してください。なお、人文・社会科学分野は「7」に記載してください。

7. 人文・社会科学分野の特性に応じた、論文以外の指標

(1) 英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績（出版社名を含む）

○申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し（複数でも可）、平成28年度～平成30年度の実績を記入してください。

(2) 研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関や外国政府・中央銀行等の政策や調査報告書及び海外の研究機関の調査報告書等で利用・引用された実績

○申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し（複数でも可）、平成28年度～平成30年度の実績を記入してください。

(3) 有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績

○申請施設において、上記のうち適切な指標を選択し（複数でも可）、平成28年度～平成30年度の実績を記入してください。

(4) (1)～(3)以外に分野の特性に応じた適切な評価指標がある場合は、当該指標と当該分野におけるその評価指標の妥当性・重要性を記載するとともにその成果の実績を記入してください。

4. 研究者コミュニティ等の状況

・関連する研究者コミュニティの分野、関連する学会等の名称、研究者コミュニティからの要望の概要等を【別紙6】に記入し、要望書等を別途添付してください。

5. 国際共同利用・共同研究拠点の体制

- ・「(1) 運営委員会の状況」欄は、運営委員会の国際拠点における位置付け・役割について記入してください。その際、設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付してください。
- ・「(2) 国際的な動向を把握し、運営に反映するための体制整備の状況」欄は、国際的な動向を把握し、運営に反映するため、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、申請施設における取組等の状況について記入してください。
- ・「(3) 共同利用・共同研究の課題の公募方法」欄は、共同利用・共同研究拠点としての研究課題等の公募・採択方法を記入してください。なお、採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付してください。
- ・「(4) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援体制」欄は、国際拠点の事務体制について、組織図等を用いて記入してください。また、外国人研究者のための英語による職務遂行が可能な職員の配置状況、宿泊施設の確保状況、申請施設の利用に関する技術的支援の状況等について記入してください。
- ・「(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信」欄は、外部の研究者等に対する共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況等の情報の提供方法や、共同利用・共同研究による研究成果の対外的な情報発信の仕組み、シンポジウムの

開催状況等について記入してください。

- ・「(6) 全学的な支援の状況」欄は、国際拠点に措置することを予定している専任の研究者・教育研究支援者等や、若手研究者の育成の取組に対する支援状況（予算・人員の配分等）、学内で予定している予算措置等、拠点に対する学内の支援の状況を記入してください。

連 携 す る 研 究 施 設 概 要

平成31年4月1日現在

施設名							
設置目的							
沿 革							
所 在 地							
所 長 名	(ふりがな)						
組 織	研究部門数	研究(大)部門					
	研究部門名	1)				5)	
		2)				6)	
		3)				7)	
		4)				8)	
	研究施設数	施設					
	施設名等	施 設 名			施設長等名(ふりがな)		
教員数	教員 ○○名						
	教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
						専任教員数(特任教員含む)	
	()	()	()	()	()	専任教員のうち外国人数	
						兼任教員数、非常勤教員数の合計	
()	()	()	()	()	兼任教員数、非常勤教員数の合計のうち外国人数		
予 算	百万円(令和元年度)						
研究内容							
特記事項							
備 考							

連携する研究施設概要

平成31年4月1日現在

研究所名	〇〇大学 〇〇〇〇研究所						
設置目的	〇〇〇〇〇〇〇〇の研究						
沿革	昭和〇〇年 〇〇学部附属〇〇研究施設設置 平成〇年 〇〇研究所設置						
所在地	〇〇県〇〇市 〇—〇—〇						
所長名	〇〇 〇〇(ふりがな)						
組織	研究部門数	〇 研究(大)部門					
	研究部門名	1) 〇〇〇〇研究部門				5)	
		2) △△△△研究部門				6)	
		3) ××××研究部門				7)	
		4) ・ ・ ・ ・ ・				8)	
	研究施設数	〇 施設					
	施設名等	施設名			施設長等名(ふりがな)		
		〇〇〇〇研究施設			〇〇 〇〇(ふりがな)		
		〇〇〇〇研究センター			〇〇 〇〇(ふりがな)		
		〇〇実験所			〇〇 〇〇(ふりがな)		
・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・				
教員数	教員 〇〇名						
	教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
						専任教員数(特任教員含む)	
	()	()	()	()	()	専任教員のうち外国人数	
						兼任教員数、非常勤教員数の合計	
	()	()	()	()	()	兼任教員数、非常勤教員数の合計のうち外国人数	
予算	〇〇 百万円(令和元年度)						
研究内容	〇〇〇〇〇〇〇〇の研究 〇〇〇〇〇〇〇〇の開発と応用 〇〇〇〇〇〇〇〇の解明 〇〇〇〇〇〇〇〇の解明と応用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
特記事項	〇〇〇〇〇〇〇〇に関して世界最高性能を持つ設備を有し…。 日本で唯一の〇〇〇〇〇〇〇〇に関する△△△△のデータベースを有し…。 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する学術資料を△△△△万部有し…。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
備考							

Ⅲ 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について

1 公募するメニュー

国際共同研究推進支援

① 目的

国際拠点の認定を受けた施設を対象に、国際拠点として国内外の学術機関の「ハブ」となり、国際共同研究を牽引する機能を強化する取組に対する支援を行い、研究ポテンシャルのある研究所等の国内外の研究者による国際的な共同利用・共同研究への活用を促進し、当該施設の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の基礎科学力を強化させます。

②公募の対象・申請者等

ア) 公募の対象

公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校）の研究施設及び研究施設の一部で、令和元年度（2019年度）から初めて国際拠点の大臣認定を受ける拠点（国公立大学によるネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、公私立大学に中心拠点をおくもの）。

イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請。

③支援期間：1年～3年間

④採択予定件数：1拠点程度

⑤経費：

ア) 申請額

一拠点当たり年額5,500万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して10%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
- ・事業推進費等（消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費）
- ・設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）
- ・一般管理費（補助事業を実施するうえで必要な経費であるが直接経費（人件費、事業推進費等及び設備備品費）以外の経費）

※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

- ・外国人研究者のための支援業務など、国際拠点として施設の活性化を促進するための職員等の雇用に係る経費
- ・運営委員会や国際研究者コミュニティの意見を拠点運営に反映させるための外国人研究者の運営委員会出席旅費等に必要な経費
- ・国内研究者や国際的に活躍する外国人研究者の招へいや、若手研究者が共同利用・共同研究に参加するために必要な経費
- ・国内研究者や国際的に活躍する外国人研究者、若手研究者が共同利用・共同研究を行うために必要な経費
- ・施設、設備等の状況、研究成果等の情報発信や、施設、設備等の改修等を行うなど拠点としての研究環境の整備に必要な経費

※国際的な中核拠点として、国内外の研究者に対し、質の高い施設、設備、資料等を提供することで、国際的な共同利用・共同研究を一層活性化させるために必要な経費を措置する。

2 申請から交付までのスケジュール

(1) 申請書類受付期間

令和元年（2019年）7月8日（月）～7月12日（金）【必着】

(2) 審査期間

令和元年（2019年）8月～9月 有識者による審議

令和元年（2019年）10月 内定通知

3 申請に係る様式等

様式については、P37～P43を参照してください。また、書類の提出方法は、P51を参照してください。

整理番号	
------	--

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 ～国際共同研究推進支援～ 申請書

大 学 名				
申 請 者	氏 名		役 職 名	
	本部所在地	〒		
国際共同利用・共同研究拠点の名称	※ ○○○○○拠点			
申請施設等の名称	※ 国際拠点となる研究施設等の名称を記入			
研 究 分 野	※ 国際拠点の研究分野を記入			
共同研究拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳) 【平成31(2019)年4月1日現在】
	氏 名			
	所属部署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
事 業 概 要	※ 本事業計画の概要について記入			
事 業 計 画 期 間	令和元年度 (2019 年度) ～ 令和〇〇年度 (〇年度)			
年 度	令和元年度 (2019 年度) (千円)	令和2年度 (2020 年度) (千円)	令和3年度 (2021 年度) (千円)	合 計 (千円)
補助申請額				
学内負担額				
総 額				

※ 事業計画について、全体計画及び令和元年度（2019 年度）～〇〇年度（3 年以内）の各年度における事業計画の概要と経費の見込みについて記入。

（1）事業の全体計画について

【目的・目標】

※ 国際拠点の共同研究を牽引する機能を強化するに当たっての課題を明記のうえ、事業計画全体の目的・目標を記入。

※ 本事業計画が国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのように役立つのかについて記入。

【必要性・緊急性】

※ 本事業計画の必要性・緊急性について記入。

（2）各年度の事業計画について（補助申請額について記入）

【令和元年度（2019 年度）】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入。

人件費	（	百万円）	（主な支出の内訳：	）
事業推進費等	（	百万円）	（主な支出の内訳：	）
設備備品費	（	百万円）	（主な支出の内訳：	）
一般管理費	（	百万円）		

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【令和2年度（2020年度）】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
事業推進費等（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
設備備品費（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
一般管理費（ 百万円）

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのようなようにつな
がるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【令和3年度（2021年度）】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
事業推進費等（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
設備備品費（ 百万円）（主な支出の内訳： ）
一般管理費（ 百万円）

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのようなようにつな
がるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

(3) 事業期間終了後の計画について

※事業期間終了後の拠点としての推進方策について記入。

※学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力(計画)を含む、事業期間終了後に目指す拠点体制の具体像(人員配置数、公募研究の実施体制等)について記入。

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

所要経費の見込み額

○事業期間「令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)」 (単位:千円)

経費の内容	年度						総額	
	令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		申請額 (A+B+C)	学内負担 (a+b+c)
	申請額 (A)	学内負担 (a)	申請額 (B)	学内負担 (b)	申請額 (C)	学内負担 (c)		
1. 人件費 (社会保険料等事業主負担分含む) 業務担当職員 補助者								
2. 事業推進費等 消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費								
3. 設備備品費								
4. 一般管理費								
小計								
合計額								

(注)

- ※ 金額は千円単位で記入。
- ※ 申請できる経費は事業計画の遂行に必要な経費とすること。
- ※ 令和2年度、令和3年度の交付額については、当該年度の交付内定時に決定する。
- ※ 学内負担は、拠点としての活動を行うための環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載すること。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～ 申請書記入要領

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～申請書（以下、「申請書」という。）」は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～（以下、「本事業」という。）」の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格A4版で作成してください。
- ・文字の大きさは9pt～12pt程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、参考2 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～審査要項「3. 審査に当たっての主な観点」を踏まえて各項目を作成してください。

【申請書】

- ・申請書は、別紙を除いて、5ページを目安に作成してください。
- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同研究拠点の代表者」欄は、「令和元年度（2019年度）からの国際共同利用・共同研究拠点の認定」の申請書と同一の内容を記入してください。

（1）事業の全体計画について

- ・最大3年間の事業期間における全体計画の概要を記入してください。その際、以下の1～3の内容を含めて記入してください。
 - 1 国際拠点の共同研究を牽引する機能を強化するに当たり課題となっている事項を明記のうえ、事業計画全体における目的・目標
 - 2 事業計画が国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのように関連するか
 - 3 事業計画の必要性・緊急性

(2) 各年度の事業計画について

- ・(1)に記載した全体計画を踏まえつつ、〇〇、〇〇年度の計画を、対前年度に対して10%相当減額することを考慮した上で、年度ごとに、事業ごとの予算額及び事業計画の概要を記入してください。
- ・予算額については、費目ごとの主な支出の内訳を記入するとともに、費目ごとの見込額を別紙に記入してください。
- ・事業計画の概要については、以下の1～5の内容を含めて記入してください。

- 1 年度ごとの事業計画を記入。
- 2 人件費を計上する場合は、人件費を負担する者の果たす役割を記入。
- 3 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース、研究設備等を増強する必要性や共同利用の方法について記入。
- 4 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化にどのようにつながるかを記入。
- 5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

※ネットワーク型拠点の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入してください。

(3) 事業期間終了後の計画について

- ・事業期間終了後の拠点としての推進方策について記入してください。
- ・学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画）を含む、事業期間終了後に目指す拠点体制の具体像（人員配置数、公募研究の実施体制等）について記入してください。

【(別紙) 所要経費の見込額】

- ・事業期間（〇〇年度～〇〇年度）の各年度について、事業計画に基づいた費目ごとの見込額を記入してください。なお、事業期間が1年又は2年の場合には、2年目、3年目は「0」を記入して下さい。
- ・金額は千円単位で記入してください。
- ・一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。
- ・申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費としてください。
- ・各費目の和を申請額に記入し、申請額と学内負担の和を合計額に記入してください。
- ・学内負担は、拠点の機能強化に係る金額を申請額の外数として記載してください。
- ・令和2（2020）年度以降の申請額については、前年度の申請額に対して10%相当減額してください。

4 関連する留意事項等

- (1) 補助事業等の実施状況についての評価を行います。
- (2) 申請書等の情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
- (3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です(チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の申請は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、令和元年7月12日(金)までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページで確認してください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※ なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをしてください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細

とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成31年4月1日以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行ってください。

(5) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

2) 申請及び参加*1の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者*2に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題(継続課題)へ共同研究者等として参加することを指します。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 ^{※3} （補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

○不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(6)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和元年7月12日(金)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成31年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要ありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト参照してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※ なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きを行ってください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成31年4月1日以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

(8) 研究活動における特定不正行為に対する措置

実施事業に関する研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）への措置については以下のとおりとします。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

研究活動における特定不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、特定不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為が認定された者、及び、特定不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（特定不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、特定不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る申請制限の対象者		特定不正行為の程度	申請制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	

特定不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	1～2年

○不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修について

本事業の経費を活用して共同研究を実施する場合、当該共同研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することとなります。

なお、申請施設の代表者は、交付申請手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・共同研究の実施前に、共同研究を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

(10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関が当該補助事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が本補助事業による各種研究活動等を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

<参考> 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL:<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

(11) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、補助金の配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがある。

(12) 繰越について

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

IV 書類の提出方法

(1) 申請書類の提出

国際拠点の認定及び事業の申請に当たっては、申請書類の提出が必要です。

申請書類は、定められた様式を使用すること。様式は、文部科学省のホームページに掲載します。

① 国際拠点の認定の公募について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1417295.htm

② 国際共同研究推進支援の公募について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1417296.htm

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、各様式の記入・提出要領を参照すること。

(2) 提出方法

①提出期間 令和元年（2019年）7月8日（月）～7月12日（金）【必着】

②提出方法 郵送にて申請書等の紙媒体、申請書等を保存したCD-Rを提出してください。詳細は以下のとおりです。

・申請書等の紙媒体：20部

※提出書類は全体をまとめて頁数を付したもので、全て両面印刷（カラー可）にして、1部ずつ左上1箇所をステープラーで留めてください。

※国際拠点の認定と事業の両方に申請する場合には、別々にまとめてください。

・申請書等の入ったCD-R

※CD-Rは、以下の資料を作成し保存してください。

（国際拠点の認定）

以下の2点を提出してください。

・①申請書、②別紙、③大学の学則等、④運営委員会、採択を審議する組織の設置規則、委員名簿、⑤要望書の順番で1つにして頁数を付したPDFファイル（郵送で提出する書類と頁数は同一とすること。）

・上記①～⑤を別々にしたファイル（申請書、別紙はWordファイルもしくはExcelファイルの形式のままで提出してください。なお、別々にしたファイルのうち、申請書別紙1で求める公印は付されていない場合でも構いません。）

(国際共同研究推進支援)

以下の2点を提出してください。

- ・①申請書、②別紙の順番で1つにして頁数を付したPDFファイル
(郵送で提出する書類と頁数は同一とすること。)
- ・上記①～②を別々にしたファイル(申請書、別紙はWordファイル
もしくはExcelファイルの形式のままで、提出してください。)

※国際拠点の認定と事業の両方に申請する場合には、CD-R内にフォルダを作成するなどして、混在しないようにしてください。

③提出先 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省研究振興局学術機関課専門職付
TEL : 03-6734-4296、4303 (直通)
03-5253-4111 (内線: 4296、4303)
FAX : 03-6734-4086
E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

※郵送する際には、配達を証明できる方法(特定記録、簡易書留等)により発送してください。

(3) 留意事項

申請者は、全ての申請書類一式を一括して提出すること。

なお、申請書類を提出する際には、次の点に注意すること。

- ①提出する申請書類は、必ず写しを作成し、保管しておくこと。
- ②特に指定がない場合には、日本工業規格A4版で統一すること。
- ③申請書類提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできない。

V 問い合わせ先

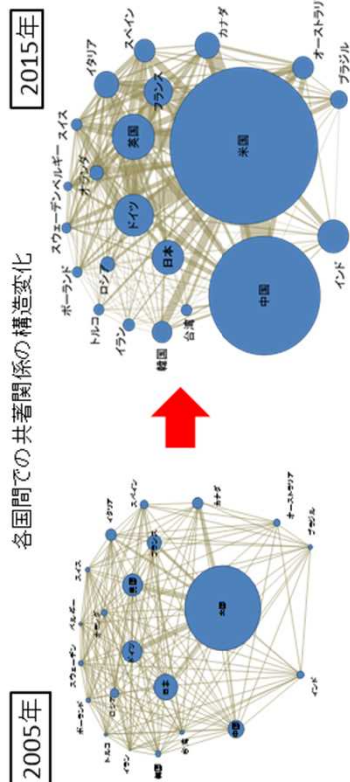
<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省研究振興局学術機関課専門職付
TEL : 03-6734-4296、4303 (直通)
03-5253-4111 (内線: 4296、4303)
FAX : 03-6734-4086
E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

国際共同利用・共同研究拠点制度の創設

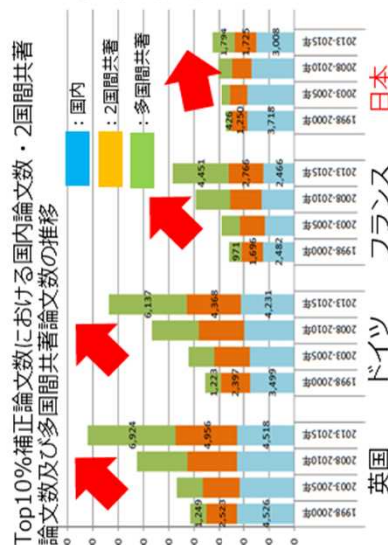
背景・目的

- **共同利用・共同研究拠点**は、我が国における当該研究分野の中核的研究拠点であり、**国際的なレベルの研究を推進し、当該分野の研究の発展をリードする役割を果たしている拠点**や当該分野の**国際的な連携・協力の窓口としての役割を果たしている拠点も少なくない**。
- 一方、我が国の科学技術・学術分野においては、近年、論文数の伸びが停滞し、国際的なシェア・順位は大幅に低下。主要国においては、論文数のうちの国際共著率を増加させ全体の論文数を増加させているが、我が国においては、国際共著率の伸びも停滞している。
- このため、**国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定し、重点支援することで、国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の基礎科学力を強化させる。**

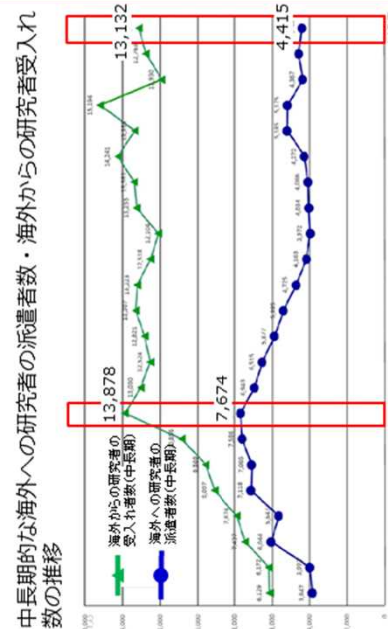


- 注：1. 円の大きさ(直径)は当該国又は地域の論文数を示している。
 2. 円の間に結ぶ線は、当該国又は地域を含む国際共著論文数を示しており、線の太さは国際共著論文数の多さにより太くなる。
 3. 直近3年間の論文を対象としている。

出典：エルゼビア社スコパスに基づいて科学技術・学術政策研究所作成
 ■ 国際的に科学論文数や国際共著論文数が伸びているが、我が国の伸びは鈍い



■ Top10%補正論文数における2国間・多国間共著論文数の伸びが他国と比較して、我が国はあまり大幅な増が見られない。



■ 過去15年間の傾向では、海外からの研究者の受け入れ数はほぼ横ばいであり、海外への研究者の派遣者数は減少傾向にある。(中長期：1カ月(30日)を超える期間)

概要

- 文部科学大臣認定制度である「共同利用・共同研究拠点」制度とは別に、新たに「国際共同利用・共同研究拠点」制度を創設。国際的に有用かつ質の高い研究資源等を活かして、国際的な共同利用・共同研究を実施する研究拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定。
- 国際的な共同利用・共同研究を一層活性化させるための外国人研究者招へい費(滞在費・旅費)、外国人研究者支援のための職員人件費、共同研究費、設備費、世界的な中核拠点に求められる若手研究者育成費(研究費、人件費)等

(参考2) 審査等

令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点の認定に係る審議基準

令和元年5月20日
科学技術・学術審議会
学術分科会研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会
特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会

特色ある国際共同利用・共同研究拠点の認定に係る審査は、この審議基準により行うものとする。

1. 書面による審議

申請施設について、次の手順で書面による審議を行う。

- (1) 書面による審議は、専門委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。
- (2) 書面による審議に当たって、委員は、作業部会で定められた「審議に当たっての主な観点」に基づき、評価を行う。
- (3) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていない。

- (4) 書面による審議の様式は、別紙1のとおり。
- (5) 申請施設が、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていないと外形上明らかに判断される場合は、ヒアリングによる審議を行わない。

2. 審査意見書の作成

- (1) 認定候補を決定する際の資料とするため、審議の実施に当たっては、審査対象拠点の研究分野に精通する研究者による「審査意見書」（別紙2）を作成の上、審議の際の参考とする。
- (2) 審査意見書作成者は、「審議に当たっての主な観点」に基づき、観点毎に意見を付す。

3. ヒアリングによる審議

各委員の評価に基づく書面による審議において、ヒアリングによる審議を行うこととされた申請施設について、申請書類等をもとに、ヒアリングを行う。

- (1) ヒアリングは、別紙3「ヒアリング実施要領」により行う。
- (2) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が一定程度期待できる。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。

(3) ヒアリングによる審議の様式は、別紙4のとおり。

4. 合議による審議

ヒアリング終了後、各委員の評価を踏まえ、合議により認定候補を決定する。

5. その他

(1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ①委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ②委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審議を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(2) 機密保持

- ①委員は、審議の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審議の終了後、速やかに破棄しなければならない。

(3) 開示・公開

- ①審議の過程は、審議の円滑な遂行の観点から非公開とし、審議に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審議結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③国際共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審議の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規認定の審議に関し必要な事項は別に定める。

整理番号	
------	--

令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点書面審議票（様式）

委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
全体評価		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。 （いずれか一つに「○」を付す。）		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。	
		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。	
		国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準を満たしていない。	
書面審議所見 ※観点別評価を踏まえ、全体評価を上記とした根拠・理由等を記入。	<p>(優れた点等)</p> <p>(不十分（不明確）な点等)</p> <p>(認定基準を満たしていないと判断する理由)</p> <p>(その他) ※ヒアリングで説明を求める事項等</p>		

<p>観点別評価</p> <p>※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。</p>	S	特に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<p>(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。</p>	(1) 観点評価	
	S. A. B. C	
<p>①研究実績やその水準について、研究分野の特性に応じ、論文数、国際共著論文の数・割合、TOP10%補正論文の数・割合、国際共同研究の内容と実施件数、国際研究プロジェクトの実施状況等から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>特に、人文・社会科学分野については、以下の3点を考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績 ・研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関や外国政府・中央銀行等の政策や調査報告書及び海外の研究機関の調査報告書等で利用・引用された実績 ・有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績 <p>②研究環境について、施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況や技術的・事務的な支援体制から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>③研究者の在籍状況について、例えば、国際学会の長、国際研究プロジェクトの長、国際的な賞の受賞等の経験や科学研究費補助金の採択状況から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組が行われているか。</p> <p>④その他、海外との研究者の派遣・受入れの状況、国際協定の締結状況、海外への協力・貢献の状況、国際シンポジウム等の開催状況等から、当該研究分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する体制整備がなされているか。</p>	(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
<p>(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められるか。</p>	(2) 観点評価	
	S. A. B. C	

<p>①共同利用及び共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を保有しているか。</p> <p>②共同利用及び共同研究のために保有している施設、設備、資料、データベース等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものと認められるか。</p> <p>③施設、設備、資料、データベース等が共同利用及び共同研究にどの程度利用されているか。うち海外の研究機関に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。</p>	<p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（3）当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。</p>	<p>（3）観点評価</p>
<p>①申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか。</p>	<p>S. A. B. C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（4）共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。</p>	<p>（4）観点評価</p>
<p>①共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。</p> <p>②外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。</p> <p>③関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。</p> <p>④拠点の活動内容に応じて、関連研究者が宿泊できる宿舎が確保されているか。</p> <p>⑤支援を行うために必要な体制を整備するに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。</p>	<p>S. A. B. C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（5）国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。</p>	<p>（5）観点評価</p>
<p>①国内外の関連研究者に対して、各種媒体を用いて、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設の研究成果、支援の内容等の情報の提供を広く行っているか。</p> <p>②国内の関連研究者向けに、海外の研究動向や国際共同研究の成果等を紹介するためのシンポジウム等を開催しているか。</p>	<p>S. A. B. C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（6）共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、国内外の多数の関連研究者から申請施</p>	<p>（6）観点評価</p>

<p>設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があるか。</p>	<p>S. A. B. C</p>
<p>①共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。 ②対象となる研究者コミュニティが明確であり、当該拠点がコミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。 ③研究者コミュニティの規模や申請施設の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。 ④国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう強い要望があるか。</p>	<p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（7）将来の国際的なネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>（7） 観点評価</p>
<p>①若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。 ②国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。 ③国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。 ④若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。</p>	<p>S. A. B. C （特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>

【ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に係る留意点】

ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に当たっては、ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点全体として認定の基準に適合しているかについて確認するとともに、中核機関が設定されているかについて確認するものとする。

※審議に当たっての主な観点のうち、上記観点別評価欄に掲げた項目以外の項目については、事務局において確認する。

（参考）国際共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項（抄）

5. 審議に当たっての主な観点

- （1）申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているのか。
- （4）共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- （6）共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点の審査意見書

意見書 作成者	所属機関	部局等	職名	氏名

下記の研究拠点についての意見は、以下のとおりです。

記

研究拠点	大学名	申請施設の名称	拠点名称	研究分野

【意見】

(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。

- ①研究実績やその水準について、研究分野の特性に応じ、論文数、国際共著論文の数・割合、TOP10%補正論文の数・割合、国際共同研究の内容と実施件数、国際研究プロジェクトの実施状況等から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
- 特に、人文・社会科学分野については、以下の3点を考慮するものとする。
- ・英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績
 - ・研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関や外国政府・中央銀行等の政策や調査報告書及び海外の研究機関の調査報告書等で利用・引用された実績
 - ・有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績
- ②研究環境について、施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況や技術的・事務的な支援体制から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
- ③研究者の在籍状況について、例えば、国際学会の長、国際研究プロジェクトの長、国際的な賞の受賞等の経験や科学研究費補助金の採択状況から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組が行われているか。
- ④その他、海外との研究者の派遣・受入れの状況、国際協定の締結状況、

(意見記入欄)

<p>海外への協力・貢献の状況、国際シンポジウム等の開催状況等から、当該研究分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する体制整備がなされているか。</p>	
<p>(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められるか。</p>	
<p>①共同利用及び共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を保有しているか。 ②共同利用及び共同研究のために保有している施設、設備、資料、データベース等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものと認められるか。 ③施設、設備、資料、データベース等が共同利用及び共同研究にどの程度利用されているか。うち海外の研究機関に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(3) 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。</p>	
<p>①申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(4) 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。</p>	
<p>①共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。 ②外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。 ③関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。 ④拠点の活動内容に応じて、関連研究者が宿泊できる宿舎が確保されているか。 ⑤支援を行うために必要な体制を整備するに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(5) 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。</p>	
<p>①国内外の関連研究者に対して、各種媒体を用いて、共同利用・共同研</p>	<p>(意見記入欄)</p>

<p>究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設の研究成果、支援の内容等の情報の提供を広く行っているか。</p> <p>②国内の関連研究者向けに、海外の研究動向や国際共同研究の成果等を紹介するためのシンポジウム等を開催しているか。</p>	
<p>(6) 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があるか。</p>	
<p>①共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。</p> <p>②対象となる研究者コミュニティが明確であり、当該拠点がコミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。</p> <p>③研究者コミュニティの規模や申請施設の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。</p> <p>④国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう強い要望があるか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(7) 将来の国際的なネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	
<p>①若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。</p> <p>②国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>③国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。</p> <p>④若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(8) その他の所見（上記の項目で記載できなかった点がある場合に記載してください。）</p>	
<p>(意見記入欄)</p>	

令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点 ヒアリング実施要領

1. 対象

専門委員会における書面による審議の結果、ヒアリングの対象とされた申請施設

2. ヒアリングにおける観点

- (1) 作業部会が定めた「審議に当たっての観点」を参考とする。
- (2) 書面による審議において、各委員等から出された論点等について確認する。
- (3) その他申請内容の確認等

3. ヒアリングの進め方等

(1) 時間配分（30分）

- ①説明・・・15分
- ②質疑応答・・・10分
- ③まとめ・・・5分

(2) 説明者

申請を行った大学の長又はそれに準ずる者、国際共同利用・共同研究拠点となる研究施設の長等（5名以内）

(3) 説明資料

- ①国際共同利用・共同研究拠点申請書
- ②プレゼンテーション用資料
- ③その他関係資料（適宜）

(4) 説明内容

申請書に基づき、「審議に当たっての主な観点（参考）」に定める観点に沿って、簡潔に説明すること。

なお、ヒアリングに際し、専門委員会から事前に質問事項が提示された場合には、その回答を含めて説明すること。

4. ヒアリング評価出席者の注意事項

- (1) 説明者は、当該ヒアリング開始時間 15分前に指定する待合室に参集すること。
- (2) 説明者は、簡潔に説明するよう心がけること。
- (3) 説明時間及び質疑応答の時間は厳守し、説明が10分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えないものとする。
- (4) ヒアリング会場において、液晶プロジェクター、パソコン等の利用を希望する場合には、説明者は事前に事務局まで申し出ること。
- (5) ヒアリング内容の録画、録音は禁止する。

整理番号

**令和元年度（2019年度）からの特色ある国際共同利用・共同研究拠点
ヒアリング審議票（様式）**

委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
全体評価		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。	
		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。	
		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が一定程度期待できる。	
		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。	
		国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。	
所見	<p>（優れた点等）</p> <p>※上記の評価とした根拠・理由等について記入。</p> <p>（不十分（不明確）な点等）</p> <p>（拠点としての活動や発展性が期待できない理由）</p> <p>（その他）</p>		

審議に当たっての主な観点

(国際共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項(平成30年5月1日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会)より抜粋)

5. 審議に当たっての主な観点

審議に当たっては、以下に示す認定の基準((1)～(11))及び各認定の基準に係る審議の観点を総合的に勘案するものとする。

(1) 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること

【審議の観点】

- ① 申請施設が、大学の学則、大学組織規則、研究所組織規程等に明確に位置付けられているか。
- ② ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が①を満たしているか。

(2) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること

【審議の観点】

- ① 研究実績やその水準について、研究分野の特性に応じ、論文数、国際共著論文の数・割合、TOP10%補正論文の数・割合、国際共同研究の内容と実施件数、競争的資金(海外のものを含む)の採択状況、国際研究プロジェクトの実施状況等から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
特に、人文・社会科学分野については、以下の3点を考慮するものとする。
 - ・ 英語又は英語以外の外国語で書かれ、海外で刊行された単著・国際共著書、英語又は英語以外の外国語で書かれた国際会議の報告書、

研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや研究書に掲載された論文の刊行実績

- ・研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関・外国政府・中央銀行等の政策や調査報告書、海外の研究機関の調査報告書等に利用・引用された実績
- ・有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演・招待発表・招待報告の実績

②研究環境について、施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況や技術的・事務的な支援体制から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。

③研究者の在籍状況について、例えば、国際学会の長、国際研究プロジェクトの長、国際的な賞の受賞等の経験や科学研究費補助金の採択状況等により卓越性が認められる研究者の在籍の状況から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか。女性研究者や外国人研究者など人材の多様性確保のための支援・取組が行われているか。

④その他、海外との研究者の派遣・受入れの状況、国際協定の締結状況、海外への協力・貢献の状況、国際シンポジウム等の開催状況等から、当該研究分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する体制整備がなされているか。

(3) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められること

【審議の観点】

- ①共同利用及び共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を保有しているか。
- ②共同利用及び共同研究のために保有している施設、設備、資料、データベース等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものと認められるか。

- ③施設、設備、資料、データベース等が共同利用及び共同研究にどの程度利用されているか。うち海外の研究機関に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。

(4) 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

【審議の観点】

- ①研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。

(5) 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること

【審議の観点】

- ①申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか。

(6) 共同利用・共同研究の課題等を、広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること

【審議の観点】

- ①研究者コミュニティの意向や当該研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。

- ② 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が明確になっているか。
- ③ 国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか。

(7) 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること

【審議の観点】

- ① 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。
- ② 外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか。
- ③ 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- ④ 拠点の活動内容に応じて、関連研究者が宿泊できる宿舎が確保されているか。
- ⑤ 支援を行うために必要な体制を整備するに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。

(8) 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること

【審議の観点】

- ① 国内外の関連研究者に対して、各種媒体を用いて、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設の研究成果、支援の内容等の情報の提供を広く行っているか。
- ② 国内の関連研究者向けに、海外の研究動向や国際共同研究の成

果等を紹介するためのシンポジウム等を開催しているか。

(9) 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること

【審議の観点】

- ① 共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。
- ② 対象となる研究者コミュニティが明確であり、当該拠点がコミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。
- ③ 研究者コミュニティの規模や申請施設の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。

(10) 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること

【審議の観点】

- ① 国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう強い要請があるか。

(11) 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること

【審議の観点】

- ① 若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。
- ② 国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。
- ④ 若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が長期にわたり得られる見込みがあるか。

【ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に係

る留意点】

ネットワーク型拠点及び連携ネットワーク型拠点の認定審議に当たっては、ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点全体として認定の基準に適合しているかについて確認するとともに、中核機関が設定されているかについて確認するものとする。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～
審査要項

令和元年5月20日
「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会決定

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～」の対象拠点の選定に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、事業計画と事業の目的との適合性、申請経費の妥当性・必要性、事業の実施体制、事業達成による波及効果、これまでの拠点としての活動実績等の観点から実施する。

2. 審査方法

(1) 審査主体

事業の採択に係る審査は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会（以下、「推進委員会」という。）が行う。

(2) 審査の進め方及び基準

推進委員会は、大学から提出された申請書に基づき書面審査を行い、その結果を踏まえて、合議により採択候補を選定する。

①書面審査

- 1) 書面審査は、推進委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。
- 2) 各委員は、書面審査に当たっては、「3. 審査に当たっての主な観点」の各項目に着目しつつ、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

- 3) 書面審査の様式は、別紙のとおり。

②合議審査

推進委員会は、書面審査の結果を踏まえ、合議により採択する拠点を決定する。

3. 審査に当たっての主な観点

審査に当たっての主な観点は、以下のとおり。

(1) 国際共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性

- ・事業計画の実施により、当該拠点の国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化が図られるか。
- ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。
- ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。

(2) 申請経費の妥当性・必要性

- ・人件費は、国際拠点としての施設の機能強化に必要とされるものであるか。
- ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・国際共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化に必要とされるものであるか。
- ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。
- ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。

(3) 事業の実施体制等

- ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。
- ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。

(4) 事業達成による波及効果

- ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。
- ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。

(5) これまでの拠点としての活動実績等

- ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。

4. その他

(1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ①委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ②委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(2) 機密保持

- ①委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審査の終了後、速やかに破棄しなければならない。

(3) 開示・公開

- ①審査の過程は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審査結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③国際共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審査の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規採択の審査に関し必要な事項は別に定める。

整理番号	
------	--

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～国際共同研究推進支援～」
書面審査票

委員名

大学名		研究分野	
拠点名			
拠点代表者名			
書面評価		S：他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。		A：他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
		B：他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである	
		C：他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない	
書面評価所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(課題等)		
	(その他) ※計画を採択する場合に妥当と考えられる支援規模（申請経費に対する査定割合（%））等特記事項があれば記入。		

観点別評価 ※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。	S	非常に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
(1) 国際共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性	(1) 観点評価 S . A . B . C	
(観点) ・事業計画の実施により、当該拠点の国際拠点の共同研究を牽引する機能の強化が図られるか。 ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。 ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。	(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(2) 申請経費の妥当性・必要性	(2) 観点評価 S . A . B . C	
(観点) ・人件費は、国際拠点としての施設の機能強化に必要とされるものであるか。 ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。 ・国際共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の共同研究を牽引する機能の強化に必要とされるものであるか。 ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。	(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(3) 事業の実施体制等	(3) 観点評価 S . A . B . C	
(観点) ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。 ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。	(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(4) 事業達成による波及効果	(4) 観点評価 S . A . B . C	
(観点) ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。 ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。	(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	

(5)これまでの拠点としての活動実績等	(5)観点評価 S . A . B . C
<p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。 	<p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>

(参考3) 関係法令

学校教育法施行規則（関連部分）

（平成二十年七月三十一日一部改正（平成二十年文部科学省令第二十二号）

（平成二十一年八月二十日一部改正（平成二十一年文部科学省令第三十号）

（平成三十年五月一日一部改正（平成三十年文部科学省令第十八号）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に 附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであって国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

4 第二項の認定と前項の認定は、重ねて受けることができない。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

(平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号)
(一部改正 (平成二十一年八月二十日文部科学省告示第百五十五号))
(一部改正 (平成二十八年一月十三日文部科学省告示第一号))
(一部改正 (平成三十年五月一日文部科学省告示第七十号))

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点及び同条第三項の規定に基づく国際共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
 - 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
 - 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
 - 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
 - 九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
- 2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。
 - 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
 - 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。
 - 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。
 - 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
 - 五 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。
 - 六 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
 - 七 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
 - 八 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
 - 九 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
 - 十 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

十一 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。

3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し

三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類

四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類

五 運営委員会等の規則の写し及び名簿

六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類

七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類

八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類

九 関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十 その他前条に規定する基準に適合することを説明する書類

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。

三 当該研究施設を廃止しようとするとき。

四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。

2 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点若しくは国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、若しくはこれらを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。